

津市上下水道事業告示第 14 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定し、使用料等の収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 10 月 10 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

弁護士法人エジソン法律事務所

(2) 住所又は事務所の所在地

東京都千代田区神田錦町 1-8-11

錦町ビルディング 4 階・8 階

2 収納する使用料等

水道料金

再開栓手数料

公共下水道使用料

市営浄化槽使用料

共同污水处理施設使用料

農業集落排水処理施設使用料

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和 7 年 10 月 8 日